

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業実施要綱

平成24年4月17日
文化庁長官決定
平成28年1月21日
一部改正
平成30年5月31日
一部改正
令和3年1月26日
一部改正

(目的)

第1 本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援を実施することにより、日本語教育の推進を図ることを目的とする。

(事業区分と業務内容)

第2 本事業は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を行うものとする。

一 地域日本語教育実践プログラム（A）

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実施、その実施のために必要な指導者等の人材の育成及び教材作成業務。

二 地域日本語教育実践プログラム（B）

多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する業務。

三 地域日本語教育実践プログラム（C）

地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組を推進する業務。

(実施方法)

第3 本事業は、それぞれ当該各号に定める方法により実施するものとする。

地域日本語教育実践プログラム（A）、（B）、（C）

- ① 文化庁は、当該事業を実施する団体を公募するものとする。
- ② 当該事業の実施を希望する団体は、別に定める企画書等応募書類（以下「応募書類等」という。）を文化庁に提出するものとする。
- ③ 文化庁長官は、提出された応募書類のうちから、本事業としてふさわしいものを選考、決定し、事業を委託する。
- ④ 文化庁長官は、企画の選考、決定に当たっては、別に定める学識経験者等から構成される「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・評価会議に諮って行

うものとする。

(実施の期間)

第4 本事業の実施期間は、当該年度の範囲で別に定める。

(経費の負担)

第5 文化庁は、本事業の実施に当たり、予算の範囲内で必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

(事業の変更等)

第6 第2の第1号から第3号に定める事業区分に係る事業決定後に、事業の内容に変更が生じた場合には、実施団体は、変更内容及び変更理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。

2 第2の第1号から第3号に定める事業区分に係る事業決定後に、やむを得ず本事業を取りやめる必要が生じた場合には、実施団体は、理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。

(事業の報告)

第7 第2の第1号から第3号に定める事業区分に係る事業の実施団体は、事業完了後に実施報告書を文化庁に提出するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、文化庁次長が別に定める。